

軽自動車の廃車・譲渡
手続きは3月末までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で所有または使用している人に課税されます。車両を処分、譲渡していても、廃車や名義変更の手続きを3月31日(金)までに行わないと5年度の軽自動車税(種別割)が課税されます。手続きは、早めに済ませてください。



詳細はこちら

■問い合わせ先 税務課市民係(☎・内線1134)

年度末・初めの休日
市役所を臨時で開庁

市は転入や転出などが多くなる年度末・年度初めに合わせ、休日臨時開庁を行います。

■開庁日時 3月26日(日)・4月2日(日)午前8時半から午後5時15分まで

※マイナンバーカードの交付は、午前9時から午後4時まで(前々日までの予約者のみ)
■開庁場所 市役所本庁舎市民課(西根・安代各総合支所は開庁しません)

※毎週水曜日は、午後7時まで本庁舎の窓口を延長していただきますので、こちらも利用してください。

■マイナンバーカードの交付(要予約) 西根・安代各総合支所が交付場所になっています。人も、本庁舎で交付します。カードの移動が必要となるため、前々日までに予約してください。予約は各総合支所でも受け付けます。

■取り扱い業務内容(問い合わせ先)

- ◎市民課戸籍住民係(☎・内線1061)
- ① 転入・転出などによる住民異動届の受け付け
- ② 戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付
- ③ 印鑑登録や登録廃止手続き
- ④ マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新
- ⑤ マイナンバーカードの交付(予約した人のみ)

◎市民課国保年金係(☎・内線1072)

- ① 国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続き
- ② 国民年金の異動届受け付け
- ③ 医療費助成の各種手続き

太陽光・風力発電設備
設置に許可・届出が必要

市は災害の発生を防止し市民の生命、財産の保護を図るとともに、本市の良好な自然環境や景観、生活環境を保全するため「八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を4年12月26日に公布しました。

■対象事業 市内で行われる10誌以上の太陽光、風力発電事業(建築物の屋根、屋上または壁面に発電設備を設置する太陽光発電事業は除く)

■条例の内容 事業の規制区域や義務手続きを定めています。詳しくは、市ウェブサイトで確認してください。

■施行日 5年4月1日(土)

■問い合わせ先 市民課環境衛生係(☎・内線1069)



詳細はこちら

小規模工事などの受注
希望業者を募集します

市は5年度中に発注する小規模工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法



詳細はこちら

市が行っている医療費助成事業をお知らせします

市は医療費の負担を軽減するために、下記の要件を満たす人に対して医療費の全額または一部を助成する制度を実施しています。

各制度の内容は問い合わせください。
■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1076)



詳細はこちら

医療費助成事業	対象者	所得要件
子ども医療費助成	市内に住所を有する高校生世代までの人(他の医療費助成の受給者を除く、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	なし
妊産婦医療費助成	市内に住所を有する妊産婦の人	
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定のいずれかの認定を受けている人	
ひとり親家庭医療費助成	子を扶養している配偶者のない父または母とその子(他の医療費助成の受給者を除く、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります
中度障がい者医療費助成	身体障害者手帳3級、特別児童扶養手当2級、障害基礎年金2級のいずれかの認定を受けている人で高齢受給者証の交付を受けていない人	
寡婦等医療費助成	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子(それに準ずる男子)であって、かつて配偶者のない女子(男子)として18歳未満の者を扶養していたことのある人で高齢受給者証の交付を受けていない人	

学生の通学費用を支援
定期購入費を一部補助

市は通学に係る家庭の経済的負担を軽減するため、学生の通学定期券購入費の一部を補助しています。

■対象となる公共交通機関 JR東日本(東日本旅客鉄道)、IGRいわて銀河鉄道(株)、岩手県交通(株)、岩手県北自動車(株)、秋北バス(株)、JRバス東北(株)が運行する鉄道と路線バス

■補助対象者 市内に住所を有し、市内に居住している学生(小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校)の保護者または県立平館高等学校に通学する生徒の保護者 ※専門学校・短期大学・大学へ通う学生は対象外

■補助額 通学定期券購入費の100分の10の金額(10円未満切り捨て)

■申請方法 定期券販売窓口で、有効期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

■申請期間が終了した(または更新する)定期券と併せて申請書を提示し、購入証明を受けたうえで、期限内に申請してください。

新型コロナウイルス感染症についての相談先

■発熱など症状がある場合は

かかりつけ医またはいわて健康フォローアップセンターに電話相談を

▶いわて健康フォローアップセンター(☎ 0570-089-005=24時間対応)または可能な限り平日・日中に診療・検査医療機関へ相談・受診

▶診療・検査医療機関は右のQRコードを参照



※65歳未満で重症化リスクの低い人が、薬事承認された市販の抗原定性検査キットで陽性となった場合

▶いわて陽性者登録センターに登録することで、医療機関を介さず陽性者登録ができます。登録は右のQRコードから24時間受付



■新型コロナウイルスについての全般的な相談は

▶一般相談窓口(午前9時から午後9時) (☎ 019-629-6085)

規模工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

■登録できる業種 建設業法

規程工事や修繕などについて、契約を希望する事業者を随時募集しています。なお、すでに登録されている場合は、今回の申請は不要です。

※見積書の依頼や契約を約束するものではありません。

■登録要件 市内に本社・本店または住所(住民登録)があり、次のいずれにも該当しないこと

- ① 市税滞納者
- ② 市営建設工事等請負資格者名簿登載者

寄付をいただきました

本市に寄せられた厚意を紹介いたします。

【企業版ふるさと納税】

▼(株)日本旅行東北：12月29日、市が地域再生を図るために行う事業に役立ててほしいと200万円が寄せられました。



佐々木市長に目録を渡す中村代表取締役社長(右)